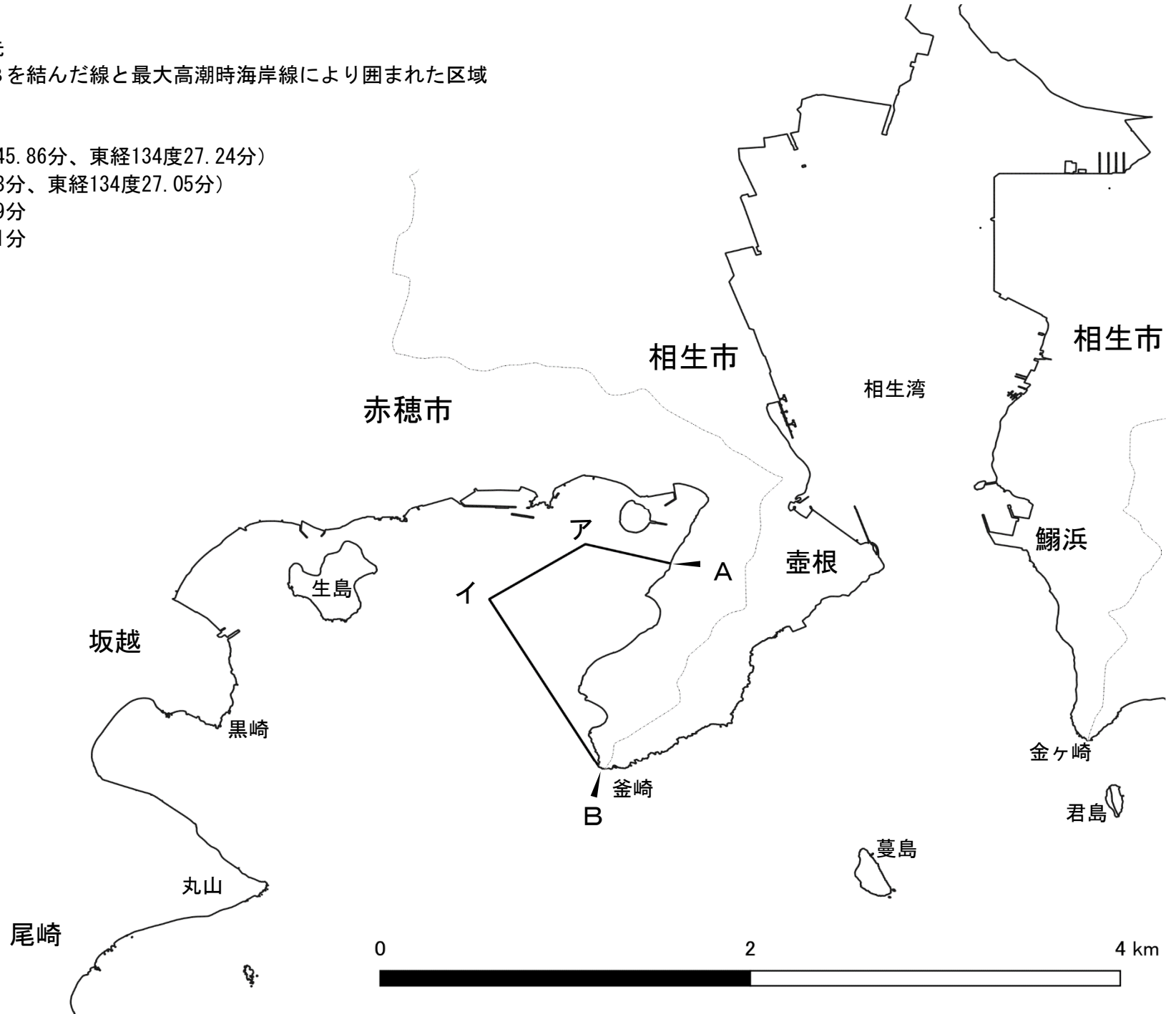
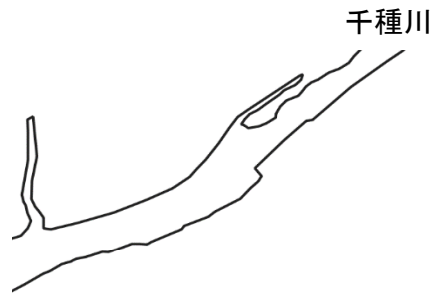
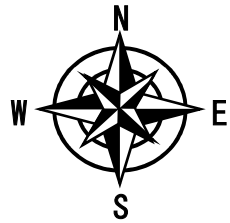


免許番号 区第513号
漁場の位置 赤穂市坂越湾東海岸地先
漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

点の位置

- A 赤穂市坂越柳の下突端（北緯34度45.86分、東経134度27.24分）
- B 赤穂市釜崎南西端（北緯34度45.23分、東経134度27.05分）
- ア 北緯34度45.92分、東経134度26.99分
- イ 北緯34度45.75分、東経134度26.71分



令和5年9月1日 免許
区第513号

1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで			
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	赤穂市御崎1798番地の1 赤穂市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第513号		摘 要	